

倫理規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人国際社会人剣道クラブの全ての会員が、コンプライアンスの重要性を十分に理解し、実践することにより、この法人の目的、事業執行に対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、この法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程の対象となる者は、この法人の全ての会員とする。

（基本的責務）

第3条 この法人の全ての会員は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守するとともに、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

（遵守事項）

第4条 この法人の全ての会員は、第3条の基本的責務を実践するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、剣道の精神を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- （2）この法人および会員の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- （3）日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- （4）経理処理に関し、適正な処理を行い、他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- （5）自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、この法人の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- （6）社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。
- （7）上記各号に準ずる違法または社会規範に反する行為を行ってはならない。また、当該行為を行った者等との関係を持つてはならない。

（違反による処分等）

第5条 理事長は、この法人の会員が第4条の遵守事項に違反する行為を行ったと疑いがあるときは、倫理委員会を組織し、直ちに調査を開始する。

- 2 理事長は、倫理委員会の調査によって、本規程に違反する行為があったと認められるときは、理事会および総会に諮り、懲罰規程に基づく処分の可否および内容を決定する。

第6条 当規定に定めのない取り扱い、理事長と当該地区クラブにて協議のうえ対応を決定する。

附則

1. この規程は、2022年5月3日より施行する。